

食安輸発0820第1号  
平成27年8月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年8月18日付け食安輸発0818第2号）にて通知したところです。

今般、国内において発生した養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別表7に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

養殖業者名：利與島水産  
登録番号：K-F-CJ-050